愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)のあり方

愛知県では、自転車が関わる交通事故を防止し、かつ人的被害の重大化の防止及び交通事故の被害者の救済を目的として、自転車の利用に関する愛知県及び自転車利用者等の責務等を明らかにする「愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(以下、「条例」という。)」の制定に向けた検討を進めています。

「条例のあり方」では、自転車の安全で適正な利用を促進するための目的や基本理念に加え、自転車が関わる交通事故の防止のための「各主体の基本的な責務」「自転車交通安全教育の促進」、人的被害の重大化防止のための「乗車用ヘルメットの着用促進」、交通事故の被害者救済のための「自転車損害賠償責任保険等への加入促進」の各項目について、愛知県を始めとする自転車の安全利用に関わる各主体の責務等を明記します。

なお、全ての項目について、罰則は設けません。

1 目的

自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、愛知県(以下、「県」という。)、自転車利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車が関わる交通事故の防止、及び人的被害の重大化防止並びに交通事故の被害者を救済するための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

用語	意義
自転車	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
県民等	県内に居住、通勤、通学又は滞在する者をいい、県内を通過する者を含む。
自転車利用者	道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)で、自転車を利用する者をいう。
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
事業者	事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
自転車利用事 業者	事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
自転車貸付事 業者	自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業を行う者をいう。
自転車小売業 者	自転車の小売を業とする者をいう。
交通安全推進 団体等	交通安全に関する活動を行う団体および自転車の適正な利用の促進に関する活動 を行う団体
自転車損害賠 償責任保険等	自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障 することができる保険又は共済をいう。

3 基本理念

自転車の安全で適正な利用は、自転車が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、環境負荷の低減、県民の健康増進、観光の振興、災害時における交通機能の維持等に資するものであるとの基本的認識の下で、県、自転車利用者等がそれぞれの責務を果たし、自転車が関わる交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

4 各主体の基本的な責務

主体	内容
県	・基本理念にのっとり、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全推進団体等、市町村及び国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、実施するものとする。・関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備を推進するものとする。
県民等	自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を 積極的に行うよう努めるものとする。
自転車利用者	 ・道路交通法その他の法令を遵守するものとする。 ・車両の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、歩行者又は他の車両の通行に配慮する等安全に利用しなければならない。 ・自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努めるものとする。 ・利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
自転車利用事 業者・自転車 貸付事業者	・自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。・事業の用に供する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
保護者	・監護する未成年者に対し、自転車利用者としての基本的な責務を理解させるよう努めなければならない。・監護する未成年者を乗車させる自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、両側面への反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策、及び盗難防止等の適正な車両管理対策に努めなければならない。
学校の長	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、児童、生徒又は学生に対し、自転車利用者としての基本的な責務を理解させるよう努めなければならない。
事業者	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、通勤のために自転車を利用する 従業員に対し、自転車利用者としての基本的な責務を理解させるよう努めなければな らない。
交通安全推進 団体等	・交通安全に関する法令の遵守その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組に努めるものとする。・県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

5 自転車交通安全教育の促進

主体	内容
	・県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育(「以下、自転車交通
 県	安全教育」という。)を実施するものとする。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・学校及び市町村、交通安全推進団体等が行う自転車交通安全教育を促進す
	るため、情報提供や助言その他必要な支援を行うものとする。
自転車利用事業者	事業活動において自転車を利用する者に対し、自転車交通安全教育又は自転
日転甲利用争耒有	車の安全利用に関する情報提供等を行うよう努めなければならない。
自転車貸付事業者	自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車の安全利
日料平貝刊事未有	用に関する情報提供及び助言等を行うように努めるものとする。
保護者	監護する未成年者に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育を行う
不受任	よう努めなければならない。
学校の長	児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車交通安全教育又
子仪の天	は啓発を行うよう努めなければならない。
事業者	通勤で自転車を利用する従業員に対し、自転車交通安全教育又は啓発を行う
丁术 日	よう努めなければならない。
交通安全推進団体	・自転車利用者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
(文) (文) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基	・各主体が行う自転車交通安全教育に対し、情報提供や助言等を行うよう努め
寸 	るものとする。

6 乗車用ヘルメットの着用促進

主体	内容
県	乗車用ヘルメットの着用を促進するため、普及啓発及び情報提供その他必要
	な措置を講ずるものとする。
自転車利用者	自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットの着用に努めなければならない。
 自転車利用事業者	事業活動において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう
日料中们用事未有	努めなければならない。
自転車貸付事業者	自転車を貸し付けするときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとす
日牧平貝门尹未有	る。
/□ ⇒#: / .	監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させる
保護者	よう努めなければならない。
高齢者の親族又は	高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるも
高齢者と同居する者	のとする。
学校の長	通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメット
子仪の女	を着用させるよう努めるものとする。
事業者	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットを着用させる
 尹未 日 	よう努めるものとする。
中事事工事条本	自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、乗車用ヘルメットの着
自転車小売業者	用を助言するよう努めるものとする。
交通安全推進団体	自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用促進のための情報提供や助言等
等	を行うよう努めるものとする。

7 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

主体	内容
県	自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、関係機関と連携し、自転車保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
自転車利用者 (未成年者を除く)	自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。(※)
自転車利用事 業者	事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任 保険等に加入しなければならない。(※)
自転車貸付事 業者	自転車を貸し付けるときは、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。(※)
保護者	監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等に加入 しなければならない。(※)
学校の長	通学のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任 保険等の加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情 報提供に努めなければならない。
事業者	通勤のために自転車を利用する従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入 の有無を確認するとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努め なければならない。
自転車小売業者	・ 自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。・ 当該自転車を購入しようとする者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
交通安全推進 団体等	自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入促進のための情報提供や助言等を行うよう努めるものとする。

[※]ただし、当該自転車利用者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。